

個別指定基準の考え方

《客観的でわかりやすい基準》

第1 基本要件

- 認定基準（2）～（8）のいずれも満たすこと。
- （2）活動対象が主に公益
- （3）運営組織及び経理が適切
- （4）事業活動内容が適正
- （5）情報公開が適切
- （6）事業報告書等を提出
- （7）法令違反等がない
- （8）設立から1年超経過

認定に向けての基本的要件であり支援者、納税者に対する責任として充足。

第2 公益性要件

- 実績判定期間を2事業年度とし、次のいずれも満たすこと。
- （1）公益性要件
（PST基準を軽減）
いずれかを満たす。
 - ア 相対値基準の○%
 - イ 絶対値基準の○%
- （2）公益性を向上させる要件
いずれも満たす。
 - ア 道民からの認知
 - イ 他の主体との協働
 - ウ 活動を支える組織の成熟

基準設定方針、検討事項

- ・ PST基準を軽減した要件のみでは、条例による法の上書き → ×
- ・ 他の要件もあって、総合的に判断する場合のPST基準軽減 → ○
- （1）PST基準の軽減
道内NPO法人の現状では、PST基準を満たすことは相当困難。
他の基準と合わせて総合的に判断することができるようPST基準を軽減。
ア、イのいずれかを満たすことを求める。

● 検討：軽減率の設定と理由

- （2）公益性を向上させる要件と総合化
一定の努力によってPST基準充足につながるような要件を加えることとし、ア～ウをいずれも満たすことを求める。

● 検討：PST基準充足につながるよう具体化